



南部広域行政組合告示第9号

理事長の職務代理について

理事長の不在に伴い、不在中における本職の代理は、南部広域行政組合理事会規則第2条第3項の規定に基づき、下記のとおりとする。

令和7年11月18日

南部広域行政組合理事長職務代理者
南部広域行政組合副理事長 當銘真栄



1、呼 称 南部広域行政組合理事長職務代理者
南部広域行政組合副理事長 當銘真栄

2、職務代理期間 令和7年11月18日(火)～ 令和8年1月22日(木)